

新刊

令和8年度版 農業制度資金の解説

定価 2,000円 (税・送料込み)

- ・ 認定農業者の経営強化へー令和8年度改正を反映した最新版ー
- ・ 主な制度資金の貸付対象者や資金使途、貸付条件（金利、限度額、償還期限）などを紹介

第1章 主な制度資金の概要

- 農業近代化資金
- 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
- 経営体育成強化資金
- 青年等就農資金
- スマート農業技術活用促進資金
- 農林漁業セーフティネット資金
- 畜産関係資金

第2章 借入申込みから融資までの手続き

- 融資手続きの一元化
- 借入希望者の手続き
- 農業近代化資金及びスーパーL資金のクイック融資

第3章 利子助成事業の仕組み

- 利子助成事業
- 認定農業者向け資金への利子助成事業
- 災害関連資金への利子助成事業
- T P P 等関連対策資金への利子助成事業
- 東日本大震災復旧・復興資金への利子助成事業
- 利子助成を受けるための手続き

(参考)

1. 令和8年度の主な制度改正事項
2. 特例措置の概要(東日本大震災関連、非常災害等関連)



【A4判】123頁

当協会HPからご購入いただけます。

<https://www.nokinkyo.or.jp/>



資金早見表

第1章 の番号	本文 ページ	資金名称	主な貸付対象者
第1節	8	農業近代化資金	・ 認定農業者
			・ 認定新規就農者 ・ 上記以外の担い手農業者
第2節	14	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	・ 認定農業者
第3節	21	経営体育成強化資金	・ 認定農業者以外の担い手農業者
第4節	28	農業改良資金	・ 持続性の高い生産方式を導入する農業者 ・ 六次産業化等に取り組む農業者、食品業者等
第5節	33	青年等就農資金	・ 認定新規就農者
第6節	36	アグリビジネス強化資金 (スーパーW資金)	・ 認定農業者が加工・販売等を行うために設 立した法人
第7節	39	農林漁業経営資本強化資金	・ 農業を営む者又はこれらの組織する法人
第8節	43	スマート農業技術活用促進資金	・ スマート農業に取り組む事業者 ・ スマート農業技術活用サービス事業者
第9節	45	農林漁業セーフティネット資金	・ 自然災害等により経営維持が困難な農業者
第10節	50	農業経営負担軽減支援資金	・ 負債の償還が困難となっている農業者
第11節	52	農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	・ 認定農業者
第12節	54	畜産経営環境調和推進資金	・ 家畜排せつ物の処理高度化に取り組む畜産 業者(牛・豚・鶏・馬)及び農協等
第13節	56	酪農・肉用牛担い手緊急支援 資金(酪肉支援資金)	・ 酪農・肉用牛経営を営む者
第14節	60	畜産経営体質強化支援資金 (クラスター資金)	・ 畜産クラスター計画に取り組む畜産業者
第15節	64	畜産リノベ資金 (大家畜・養豚特別支援資金)	・ 負債の償還が困難となっている畜産業者
第16節	71	家畜疾病経営維持資金 (クイック融資メニューを含む。)	・ 家畜伝染病の発生による影響を受けた畜産 業者

注：1. 主な貸付対象者、主な使い途、主な融資条件は概括的な記載です。原油価格高騰等や特定の災害等に係る特例措置等については記載を省略しています。詳細は本文の該当ページをご参照ください。

2. 貸付金利は都道府県の利子補給及び農林水産長期金融協会の利子助成後の年利です。

(令和8年4月20日現在)

主な使い途			主な融資条件		
設備・ 機械	運転 資金	負債 整理	貸付限度額	貸付金利 (%)	償還年数(うち元 金据置)(年以内)
○	○		負担額の80%(認定農業者等は100%)で、 個人:1,800万円・特認2億円 法人等:2億円 農業参入法人:1億5,000万円	2.60以内 金利負担軽減特例、TPP 等関連の利子助成あり	15(7)
○	○			2.60以内	15(7)
○	○	○	個人:3億円・特認6億円 法人:10億円・特認20億円、30億円	1.75~2.60 金利負担軽減特例、TPP 等関連の利子助成あり	25(10)
○	○	○	負担額の80%で、 個人:1億5,000万円 法人等:5億円	2.60	25(3)
○	○		個人:5,000万円 法人等:1億5,000万円	無利子	12(3又は5)
○	○		3,700万円・特認1億円	無利子	17(5)
○	○		負担額の80%・一定の場合90%	2.60	25(5) 又は10(3)
○	○	○	みなし自己資本比率が40%に達するのに 必要な額又は1億円のいずれか低い額	0.60、4.10~4.55	18(8)
○	○		負担額の80%	1.75~2.75	25(5)
	○		600万円・特認:年間経営費の6/12又は 粗収益の6/12のいずれか低い額	1.75~2.45	15(3)
		○	営農負債の残高	2.60以内	10(3)
	○		【極度額】 個人:500万円・畜産等2,000万円 法人:2,000万円・畜産等8,000万円	変動	1
○			負担額の80%・特認90%で、 個人:3,500万円・特認1億2,000万円 法人:7,000万円・特認4億円	2.60	15(3) 又は20(3)
		○	知事等の承認を受けた借入計画額	2.70以内	25(5)
		○	知事等の承認を受けた借入計画額	2.60以内	酪農・肉用牛:25(5) 養豚:15(5)
		○	知事等の承認を受けた借入計画額	2.70以内	大家畜:15(5) 特認等 25(5) 養豚:7(3) 特認等 15(5)
	○		経営再開:個人2,000万円・法人8,000万円 経営継続等:畜種の1頭・羽当たり定額 (クイック融資:3億円)	無利子、1.925以内、 2.60以内 (クイック融資:無利子)	7(3) (クイック融資:2 年、一括返済)

- 貸付時の金利は金融情勢等により変更されますので、最新時点の金利は融資機関に照会してください。
- 償還年数(うち元金据置)は上限年数です。農機具や家畜のみが融資対象の場合等は短くなることがあります。

目 次

序 章 資金早見表	2
第 1 章 主な制度資金の概要	7
第 1 節 農業近代化資金	8
第 2 節 農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）	14
第 3 節 経営体育成強化資金	21
第 4 節 農業改良資金	28
第 5 節 青年等就農資金	33
第 6 節 アグリビジネス強化資金（スーパー W 資金）	36
第 7 節 農林漁業経営資本強化資金	39
第 8 節 スマート農業技術活用促進資金	43
第 9 節 農林漁業セーフティネット資金	45
第 10 節 農業経営負担軽減支援資金	50
第 11 節 農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）	52
第 12 節 畜産経営環境調和推進資金	54
第 13 節 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金（酪肉支援資金）	56
第 14 節 畜産経営体質強化支援資金（畜産クラスター資金）	60
第 15 節 畜産リノベ資金（大家畜・養豚特別支援資金）	64
第 16 節 家畜疾病経営維持資金	71
第 2 章 借入申込みから融資までの手続	75
第 1 節 融資手続の一元化	76
第 2 節 借入希望者の手続	76
第 3 節 窓口機関での手続	78
第 4 節 融資機関の手続	80
第 5 節 農業近代化資金及びスーパー L 資金のクイック融資	86
第 6 節 事業性評価融資	87

第3章 利子助成事業の仕組み	89
第1節 利子助成事業	90
第2節 認定農業者等向け資金への利子助成事業	92
第3節 災害関連資金への利子助成事業	95
第4節 TPP等関連対策資金への利子助成事業	98
第5節 東日本大震災復旧・復興資金への利子助成事業	100
第6節 利子助成を受けるための手続	102
第4章 農業信用保証保険制度	107
第5章 農林漁業法人等投資育成制度	113
〈参考〉	121
1 令和8年度の主な制度改正事項	122
2 特例措置の概要（東日本大震災関連、非常災害等関連）	122

※ 本書に掲載した資金の主要な関係行政通知類は、当協会のホームページで閲覧していただくことができますので、ご利用ください。

第1節 農業近代化資金

1. 目的

農業の担い手の育成を中心課題に、広く農業経営の近代化に資することを目的とする民間原資の資金制度です。

農業近代化資金の運営は、都道府県の責任において、かつ、自主的な判断のもとで行われますが、担い手の育成等の施策を遂行していくうえでの農業近代化資金の重要性に鑑みて、貸付条件等制度の運営に関する基準を明確にすることが必要であるため、国が「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」を定めて適正かつ円滑に運営していく措置が取られています。

※ 農業近代化資金は、令和8年度中に融資制度の改正が予定されておりますが、本稿では令和8年4月1日現在の貸付条件等を記載しています。

2. 貸付対象者

※ 本資金の貸付対象者には、農業協同組合、農業協同組合連合会等も含まれますが、本書は担い手向けの制度資金の解説を主としているため、説明は省略します。以下、この章においては同じ。

(1) 次に掲げる農業者（「認定農業者等」という。）

[ア] 認定農業者

ただし、簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実である場合を含む。）に限る。

[イ] 認定農業者である法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

(2) 認定新規就農者

(3) 目標地図に位置付けられた者（注）

(注) 目標地図に位置付けられた者

基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織、市町村基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。）

(4) 次の要件のすべてを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次の [ア]、[イ] 及び [エ] に掲げる要件を満たす者を含む。）

[ア] 農業所得が総所得の過半（法人にあつては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあつては1,000万円以上）で

- あること
- [イ] 主としてその農業経営に従事すると認められる青壮年の家族従事者（法人にあっては、常時従事者である構成員）がいること
 - [ウ] 個人の農業者であって、60才以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主としてその農業に従事すると見込まれること
 - [エ] 簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）

(5) 農業参入法人

原則として5年以内に、認定農業者となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。）

(6) 家族経営の経営主以外の農業者

家族経営協定を締結し、その中において、①経営のうちの一部の部門について主宰権があること及び、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっている農業者

(7) 集落営農組織等

- [ア] 次のすべてを満たす任意団体（集落営農組織）
 - ① 代表者、代表者の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有していること
 - a. 事項
 - ・ 団体の目的
 - ・ 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
 - ・ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
 - ・ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法
 - b. 基準
 - ・ 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること
 - ・ 代表者の選任の手続を明らかにしていること
 - ・ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと
 - ・ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項が明らかになっていること
 - ・ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと
 - ② 一元的に経理を行っていること
 - ③ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること
 - ④ 農用地の利用の集積の目標を定めていること
 - ⑤ 主たる従事者（当該団体の運営の中心となる者）が農業所得の目標額を定めていること
- [イ] 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借入れる場合に限る。）

(8) 集落営農組織以外の農業を営む任意団体

認定農業者や農業所得が総所得の過半を占める農業者等が全構成員の過半を占める法人格を有しない農業を営む任意団体であって、(7)の [ア] の①に定める事項及び基準に従った規約を有しているもの

第1節 利子助成事業

公益財団法人農林水産長期金融協会（金融協会）は、次の国の補助事業に係る実施要綱、金融協会の利子助成金交付規程等に基づいて利子助成事業を実施しています。

- ※1 金融協会が利子助成金の交付決定を行うにあたっては、国から示された利子助成金の対象となる資金や制度毎の利子助成金の貸付計画額の範囲内で行っています。
- ※2 金融協会は利子助成を希望する者から申請や請求を受け利子助成金の交付決定や利子助成金の支払を行います。利子助成を円滑かつ確実に実施するため、利子助成金の交付申請から利子助成金の受領までの一切の事務は、融資機関による「代理申請・代理受領」として行っています。
- ※3 令和8年度利子助成事業となるのは、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、公庫が貸付ける場合にあつては貸付決定が行なわれ、又は、民間金融機関（農業協同組合、銀行等）が貸付ける場合にあつては、都道府県の利子補給承認が行われるか、農林中央金庫から政府の利子補給に係る資金を融通された場合です。

1. 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業

- ⇒ 第2節 認定農業者等向け資金への利子助成事業
- 第3節 災害関連資金への利子助成事業

※ 主な関係通知等

- ① 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）
- ② 公益財団法人農林水産長期金融協会農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業交付規程（平成24年4月6日制定）

2. 担い手経営発展支援金融対策事業

- ⇒ 第4節 TPP等関連対策資金への利子助成事業

※ 主な関係通知等

- ① 担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）
- ② 公益財団法人農林水産長期金融協会担い手経営発展支援金融対策事業交付規程（平成28年2月1日制定）

3. 東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業

⇒ 第 5 節 東日本大震災復旧・復興資金への利子助成事業

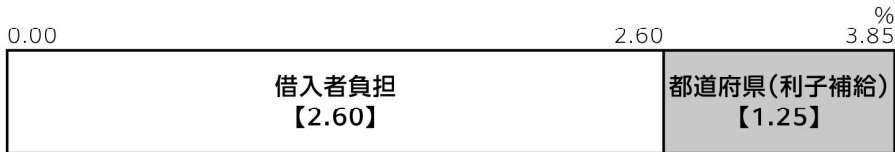
※ 主な関係通知等

- ①東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知）
- ②公益財団法人農林水産長期金融協会東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金交付事業交付規程（平成 24 年 4 月 6 日制定）

利子補給・利子助成の仕組み（例示）

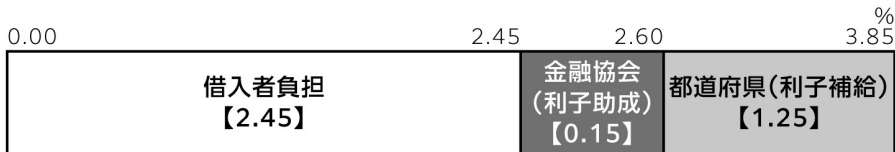
※償還期間15年の場合

① 農業近代化資金



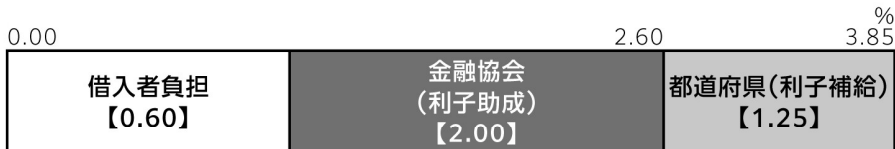
借入者の 負担金利	(金融協会 利子助成)	(都道府県 利子補給)	(基金 貸付金利)
2.60	—	1.25	3.85

② 農業近代化資金(TPP等関連対策、貸付当初5年経過後)



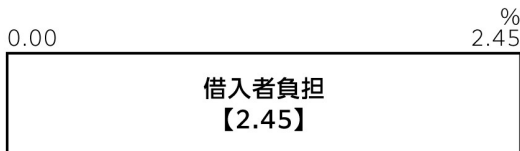
2.45	0.15	1.25	3.85
------	------	------	------

③ 農業近代化資金(金利負担軽減特例・TPP等関連対策、貸付当初5年間)



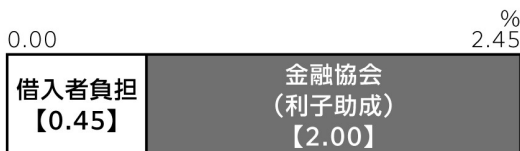
0.60	2.00	1.25	3.85
------	------	------	------

④ スーパーL資金(金利負担軽減特例・TPP等関連対策、貸付当初5年経過後)



2.45	—	—	2.45
------	---	---	------

⑤ スーパーL資金(金利負担軽減特例・TPP等関連対策、貸付当初5年間)



0.45	2.00	—	2.45
------	------	---	------

※ 上記は国の施策に基づく利子補給・利子助成の仕組みです。上記のほかに都道府県・市町村等が独自に利子補給・利子助成を行う場合があります。

※ グラフ内の【 】は借入者負担（利息）、金融協会（利子助成）、都道府県（利子補給）の年利率です。